

労務相談全般・雇用関係の助成金等 巡回窓口相談のご案内

令和6年10月より、愛知県の最低賃金が1077円に引き上げられるほか、2024年も労務に関する様々な法改正が行われています。

商工会では、働き方改革全般、労務に関する多様なご相談に、社会保険労務士と当会の経営指導員が対応します。ご相談は会社に訪問させていただくことも、商工会で相談されることも可能です。ご希望の方は、商工会までご連絡をお願い致します。

相談日時 下記講師と日程調整の上、決定します。
相談1回につき、2時間程度

講 師 社会保険労務士 松葉喬行 氏（社労士事務所 クラッチ）
社会保険労務士 山下裕子 氏（社労士法人アシスト）

内 容 働き方改革・労務相談全般
雇用関係の助成金についての説明・相談

相談期間 令和6年7月1日（月）～令和7年1月31日（金）
上記期間内で、上限3回

●ご相談内容（例）

- ・自社の就業規則を整備したい。・自社の労働環境を整備したい。
- ・従業員に年次有給休暇を取得させられていない。
- ・残業代の支給基準・各種手当の設定方法
- ・年次有給休暇消化時の給料の計算方法
- ・パートに対する休業補償の考え方 ・パートに対する雇用契約書の記載の仕方
- ・最低賃金引上げに係る助成金の活用 ・その他労務関係助成金の活用

★事前予約制となりますので、お電話にて予約してください。

★9月まで開設していた定例労務相談窓口は開設しませんので、こちらの相談制度をご利用ください。

ご予約・お問い合わせ 長久手市商工会 TEL 0561-62-7111